

『認定支援機関の取り組み 具体的予算建てで始動へ』

現在、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 17 条第 1 項に基づき、経営革新等支援機関の認定が進んでいるが、2 月 1 日現在で経営革新等支援機関数は、5, 481 機関を数えた。認定支援機関は今後、事業計画等の策定・実行支援に留まらず、知識プラットフォームのコア部隊として経営支援に取り組むことに加え、消費税転嫁対策や中小企業会計の普及、中小企業税制の活用促進等、幅広い支援内容への取り組みが期待されている。現在、国会では平成 24 年度補正予算の審議のなかで中小企業向けの大型予算が組まれており、今後執行に向けた詳細な制度が明らかになる。予算案として、「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に 405 億円が組まれている。具体的には、約 2 万社を対象として、認定支援機関による経営改善計画策定費用をデューデリジェンス費用（資産査定）、フォローアップ費用につき、総額 300 万円を上限として、その 2/3 が助成される予定。

関東経済産業局では、3 月 11 日より関東一円で 13 回に亘り中小企業支援機関等向けの施策等説明会を開催する。そこで概要及び認定支援機関を中心とした施策展開の方向性について説明が行われるので、専門家申請とともに受講を検討されたい。

『H25年度税制改正大綱(5) 小規模宅地等』

平成 25 年度税制改正では、小規模宅地等の特例に適用対象面積の拡充などが盛り込まれたが、この中で、被相続人の有料老人ホーム入居時の取扱いが明確化された。これにより、(イ) 介護が必要なため入所したものであること (ロ) 家屋が貸付けなどの用途に供されていないこと、以上 2 点の要件を満たす場合に限り、特例の対象として認められることとなる。平成 26 年 1 月 1 日以後の相続から適用される。

現行では、一時金として最初にまとまった額を支払う老人ホームへの入居は、老人ホームの「終身利用権」の取得にあたるとして、それまで居住の用に供していた家屋は自宅とみなされなくなり、敷地は適用対象から外されていた。入居が阻まれ、家族の負担を大きくしているとの声が多く上がっていたが、今改正によって、入居は病気治療のための一時的な入院と同様に扱われるようになり適用が可能となる。

また、これまでは、いつでも家に戻れるよう建物の維持管理が行われていなければ、自宅として扱われず対象から除外されていたが、この要件もなくなることになった。しかし、家財を撤去し電気なども止めているケースにも認められるのか等、線引きが難しくなる。詳細は、政省令や通達に委ねられる見通し。



21 世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目 14 番 22 号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com